



2024年 2月 6日
第110号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



過半数代表者



その2

って知っていますか？

過半数代表者になる要件は？

労働基準法施行規則の第六条の二に記載されています。要約すると以下のようになります。

- 一 監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。



現場長など指定職の方は
過半数代表者になることはできません。

会社が指名したり選挙や信任投票など
公平な手続きなしになることはできません。



会社が立候補を促したり「この人に投票してほしい」と斡旋したり
会社の意向に基づき選出された場合は無効です。

特に“使用者の意向に基づき選出されたものではない”という点は、実際には守られていないケースが多いため、2019年4月1日に明確に記載されました。

過半数代表者は労働者の過半数を代表する者であり、労働者間で公平な選出が行われるものです。JR東日本では便宜的に選挙や信任投票を会社が行っています。

過半数代表者選について、「〇〇さんに投票してほしい」や「よく考えて投票するように」というように、会社が過半数代表者選の投票内容について口をはさんでくれば、それは**コンプライアンス違反**です！

※労働者間で議論することは大いに結構です。

「職場でこんなことが行われているけれどコンプライアンス大丈夫？」
ということがあれば分会・支部・地本にご相談ください。